

松戸市監査委員告示第4号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和4年4月25日付けをもって提出された「松戸市職員措置請求書（公益財団法人松戸市文化振興財団運営費補助金返還に係る措置請求）」について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表します。

令和4年6月20日

松戸市監査委員	高橋正剛
同	三好徹
同	高橋伸之
同	大塚健児

第1 請求人

氏 名 省 略

第2 請求の受理

令和4年4月25日に松戸市職員措置請求書が提出され、所定の法定要件を具備しているものと認められることから、同年5月13日に受理の決定を行った。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法（以下「法」という。）第242条第7項の規定に基づき、令和4年6月1日、陳述の機会を与え、これを行った。

2 請求の要旨

松戸市職員措置請求書及び請求人の陳述内容から、請求の要旨を次のように解した。

- (1) 公益財団法人松戸市文化振興財団（以下「財団」という。）の理事長（以下「理事長」という。）が令和3年3月31日に労働契約法18条に違反し、 氏を解雇したことで、 氏が令和3年6月11日に労働審判に申立てを行った。

労働審判に伴い、令和3年7月16日に弁護士事務所へ職員3名を出張させ、弁護士と委任契約を締結し、令和3年8月25日に職員4名を弁護士事務所へ出張させた。

令和3年9月7日の労働審判第1日目は理事長と4名の職員が出席し、同日に調停による和解が成立した。

労働審判に伴い、財団内部で、弁護士との協議、職員間での協議、書類の作成等が勤務中に行われている。

- (2) 理事長は 氏の勤務年数が5年4か月を超えていたにも関わらず、解雇し、無期労働契約転換の申出を受け入れることもせず、故意に労働審判当日まで違法行為を続け、解決金等

を財団で支出することで解決を図った。

- (3) 財団が労働審判の解決に伴い支出していた額は、①和解のための解決金、②弁護士委託料、③弁護士と理事長および職員協議のための交通費（10,042円）、④労働審判の当日の理事長および職員協議のための交通費、⑤勤務時間内での弁護士と財団職員との協議時間の職員の給与、⑥勤務時間内での理事長、職員等の労働審判に対する書類作成、協議打合せ等々、⑦申請人で把握できない勤務時間内における労働審判と雇止めするために費やした時間の給与である。
- (4) 労働契約法18条違反をしたのは理事長であり、違法行為を行った理事長が責任を負うべきである。
- (5) 松戸市が財団に対して、令和3年度予算で64,505,000円の公益財団法人松戸市文化振興財団運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）を交付しているが、理事長が財団と■■■■氏の雇用契約をめぐる争いに係る労働契約法についての違法行為を行い、その違法行為解決のために財団の財産を私的流用したことで、間接的に税金が私的流用に使われたため、松戸市長（以下「市長」という。）は財団に対し、その費用相当額の運営費補助金の返還を求めるべきであり、求めなければ違法な財産管理である。

3 監査の対象事項

松戸市職員措置請求書及び請求人の陳述の内容から判断して、次の事項を監査の対象とした。

- (1) 令和3年度に松戸市から財団へ支出した、運営費補助金が適正に使用されているか否か。

4 監査の方法

松戸市教育委員会教育長から関係書類の提出を求めるとともに、令和4年6月1日に関係課から事情聴取を行い、監査を実施した。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

本件監査請求について、次のとおり事実を確認した。

(1) 財団について

財団は、個性豊かな市民文化の振興を図り、もって市民生活の向上と活力ある郷土づくりに寄与するため、昭和61年3月26日に広く市民の支援と協力のもと財団法人松戸市文化振興財団として設立された。

そして、平成24年4月1日、財団の公益性を更に高めるとともに、社会や市民から信頼される法人となるべく公益財団法人松戸市文化振興財団としてスタートした。

(2) 運営費補助金について

財団は公益財団法人松戸市文化振興財団定款（以下「定款」という。）第3条で定められた、市民の文化活動の振興に資する事業を行うとともに、市民の文化活動への支援を行い、もって魅力ある市民文化の創造に寄与することを目的とした運営を設立当初より行っており、その事業内容については財団の定款第4条により次のように定められている。

- (ア) 主として文化芸術活動に資する施設の管理及び運営
- (イ) 文化芸術の鑑賞の機会の提供
- (ウ) 文化芸術活動への支援
- (エ) 施設利用者の利便に資する物品等の販売
- (オ) その他前条の目的を達成するために必要な事業

松戸市が財団に対し支出している運営費補助金は、これら(ア)～(オ)の事業を行うために存在している法人である財団に対し、文化の振興を図るための事業運営費として、平成6年度より支出しているものである。

(3) 令和3年度運営費補助金の交付状況について

令和3年度予算額 64,505,000円

令和3年度実績額 58,033,589円

【令和3年度運営費補助金交付状況】

日付	事項
令和3年4月1日	交付申請（事業計画書、収支予算書、定款等提出） ①職員給与等補助金 53,394,000円 ②事業費補助金 11,111,000円 申請額合計 64,505,000円
令和3年4月1日	市長による交付決定（通知） 交付決定額 64,505,000円
令和4年3月31日	実績報告（事業報告書、収支計算書、その他市長が必要と認める書類等）の提出 ①職員給与等実績額 49,998,969円 ②事業費実績額 8,034,620円 実績額合計 58,033,589円
令和4年3月31日	補助金の確定通知 58,033,589円
令和4年3月31日	補助金返還額通知 6,471,411円

2 監査委員の判断

本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

（理由）

監査の対象事項について

請求人は、理事長が労働審判の解決に伴い発生した経費（解決金、弁護士費用、人件費、交通費）を財団の財産を私的に流用して解決したことで、財団に運営費補助金を支出している松戸市は、間接的に税金が私的に流用に使われたことを問題点と指摘し、それらをもって、市長が理事長に運営費補助金の返還を求めるべきであり、求めなければ、違法又は不当な財務会計上の行為に当たると主張していることから、令和3年度に松戸市から財団へ支出した、運営費補助金が適正に使用されているか否かを検証する。

（1）運営費補助金の交付について

令和3年度運営費補助金について、令和3年4月1日付けで財団から市長に対し松戸市補助金等交付規則（以下「規則」という。）

第3条に基づき、職員給与等補助金53,394,000円、事業費補助金11,111,000円、合計64,505,000円の交付申請の申出があり、規則第4条の規定により当該申請に係る事業補助金の交付が、規則及び予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、審査し、同日付けで運営費補助金交付及び概算払いの決定が行われている。

なお、補助金交付申請書に添付すべき資料は、規則第3条に明記され、それら関係書類をもって審査が実施されている。

令和4年3月31日付けで財団から規則第11条の規定による補助事業等の成果が記載された実績報告書及び収支計算書が提出されたことに対し、規則第12条の規定により、実績等の書類を審査し、補助事業の成果が運営費補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認め、同日付けで交付すべき運営費補助金の額を確定している。

その結果、市長は出納整理期間内である令和4年5月2日に財団から6,471,411円の返還を受けていた。

運営費補助金の一連の手続きについては、規則通りに行われていたため、財団への違法、不当な支出は確認できない。

(2) 労働契約法における使用者について

請求人は「労働契約法は、法人でなく使用者が責任を応ずることになっている。」と主張されているが、運営費補助金は、文化の振興を図るため、財団が行う事業の運営に要する経費として、理事長個人ではなく、財団という法人に支払われており、その使用についても法人によって行われているものである。

また、厚生労働省作成の「労働契約法のあらまし」において、労働契約法第2条に定められる使用者とは、「会社その他の法人組織の場合はその法人そのものをいうもの」とされていることから、使用者は財団となるため、労働審判に係る経費を財団の財産から支出していることは違法、不当な支出とは言えない。

(3) 労働審判の解決に伴い財団が支出した内容について

請求人は、財団が労働審判の解決に伴い支出した内容は下記のとおり主張をしている。

- ① 和解のための解決金
- ② 弁護士委託料
- ③ 弁護士と理事長および職員協議のための交通費
(10,042円)
- ④ 労働審判の当日の理事長および職員協議のための交通費
- ⑤ 勤務時間内での弁護士と財団職員との協議時間の職員の給与
- ⑥ 勤務時間内での理事長職員等の労働審判に対する書類作成、協議打合せ等々

⑦ 申請人で把握できない勤務時間内における労働審判と雇止めするために費やした時間の給与

請求人の主張する解決金(①)と弁護士委託料(②)については運営費補助金の実績報告書等の書類からも支出の確認はできなかった。

交通費(③、④)と人件費(⑤、⑥、⑦)については、財団運営費補助金交付要綱第1条に規定される「財団が行う事業の運営に要する経費」に充てられたものであり、そこに違法、不当な点はない。

また、住民監査請求は請求人の側で不正が疑われる行為の具体的・客観的な証拠を示す必要があるが、請求人から提出された事実証明では、請求人が市へ返還を求めている内容の金額がわからず、松戸市が損害を被ったことを判断できる証拠を示しているとは言えない。

従って、以上の事実関係を総合的に勘案すると、運営費補助金の使用について、違法若しくは不当と判断すべき合理的理由が認められないことから、請求人の主張は理由がないものと言わざるを得ない。